

お知らせ

障がいのある学生の修学支援の対応について

本学は、障がいのある学生及び父母等から、修学に関する支援の申請があった場合、「障害者差別解消法」の基本理念に基づいて、必要な合理的配慮を行います。

なお、ここで言う合理的配慮とは、カリキュラム、授業内容、評価基準の本質を変えずに、障がいのある学生が、障がいのない学生と同等に教育を受けるための必要かつ適切な変更および調整であり、均衡を失したり又は過度の負担を課したりしないものです。合理的配慮はあくまで学修の支援であり、単位取得や評価基準を下げるものではありません。

授業や試験で配慮を希望される方は、下記の窓口へご遠慮なく相談にお越しく下さい。丁寧にお話を伺います。

相談窓口：・カウンセリングルーム
・学生支援センター ・教員
・保健室 ・教務課 ・学生課

相談時間：【 月～金 9：00～17：00 】

申請方法：相談窓口にて「申出書」をご案内します。
スタッフ・職員が記入をサポートします。

学生支援センター長 今村 貴幸

本件問い合わせ先：草薙学生課 054-261-4905